

# 文教厚生委員会資料

教 育 委 員 会

令和2年10月23日

## 1. 報告事項

- (1) 宍道高校における日本語指導が必要な生徒等の受入れについて …P 1
- (2) 令和元年度生徒指導上の諸課題に関する状況について …P 2



## 宍道高校における日本語指導が必要な生徒等の受入れについて

### 1 日本語指導が必要な生徒等の受入れ推進

出雲市を中心に、外国人など日本語指導が必要な児童生徒が増加しており、中学を卒業する生徒の高校進学希望者も増加傾向にあることから、県立高校における受入れの拡大を図る。

○日本語指導が必要な児童生徒の状況 [島根県内 各年度5月1日現在]

年度	H25年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
小学校	51	111	128	133	135	164
中学校	15	41	41	60	64	71
計	66	152	169	193	199	235

### 2 受入れ校の設定

令和3年度から、宍道高校定時制普通科において、日本語指導が必要な生徒等が学びやすい学校環境を整備する。なお、入学定員は、9月1日に発表したとおりであり、日本語指導が必要な生徒等のために定員を別に定めるものではない。

○学校選定理由

- ① 午前部、午後部、夜間部があり、働きながら進学を希望する者が柔軟に学ぶ時間を選択できること
- ② 日本語指導が必要な児童生徒が多く居住している地域からの通学が可能なこと
- ③ 少人数指導によるきめ細かな指導を受けられること
- ④ 生徒自身が進路希望等を考えて科目を選択し、自分の学習ペースに即した学習計画を立てることができること
- ⑤ 基礎から応用に至る科目など、多様な科目を開講していること

### 3 受入れ校の環境整備

(1) 帰国・外国人生徒等の入学者選抜での特別措置

従来の措置に加え、令和3年度入学者選抜から、帰国・外国人生徒等の学力検査における検査問題の漢字へのルビ振りを、申請に基づき行うことができることとする。

※従来の特別措置：学力検査の検査教科の一部を減じること、受検時間の延長

(2) 帰国・外国人生徒等のための科目設定

日本語を母語としない生徒が、日本社会になじみ、自らの力を十分に発揮できるようになるため、日本語の基礎を身につけるとともに、日本語の学習を通してその背景にある日本文化について理解できるよう、令和3年度から新しい学校設定科目を設ける。

- 「日本語理解Ⅰ」 学習に必要な日本語（基礎）の理解と習得
- 「日本語理解Ⅱ」 敬語や礼儀・マナー等を含む日本の文化の習得

(3) 指導体制の整備（案）

令和3年度当初予算編成を通じ、以下の指導体制の強化を検討

- 日本語指導が必要な生徒の受入れのための教員加配
- 学校設定科目「日本語理解Ⅰ・Ⅱ」で専門指導をする特別非常勤講師の配置
- 母語ができる日本語指導員の配置

該当生徒が受ける授業での学習補助、生活指導補助のための通訳 等

令和元年度生徒指導上の諸課題に関する状況について

I 暴力行為の発生件数

【概要】 761 件（前年度 990 件） ※前年度比 229 件減（23.1% 減）

校種別 年度	小学校 発生件数 (1000人あたり)	中学校 発生件数 (1000人あたり)	高等学校 発生件数 (1000人あたり)	県合計 発生件数 (1000人あたり)	県発生件数 上段:公立 下段:その他 (1000人あたり)	全国(国公立) 1000人あたりの 発生件数
	R元	407 (11.7)	314 (17.8)	40 (2.0)	761 (10.6)	
H30	550 (15.7)	396 (22.4)	44 (2.2)	990 (13.6)	961 (14.2) 29	5.5
H29	634 (18.2)	479 (26.3)	33 (1.6)	1,146 (15.6)	1,128 (16.5) 18	4.8
H28	449 (12.8)	336 (17.9)	36 (1.7)	821 (11.0)	796 (11.5) 25	4.4
H27	174 (4.9)	325 (17.0)	30 (1.5)	529 (7.1)	516 (7.4) 13	4.2

◎暴力行為に対する今後の対応

(1)未然防止対策の推進

- ・授業を中心とした教育活動における居場所づくり・絆づくりの推進
- ・児童生徒の学級満足度等を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくりによる児童生徒の所属感や自己有用感を高める取組
- ・繰り返し暴力行為を行うなど、特に配慮が必要な児童生徒の理解と適切な対応の推進

(2)子どもの小さな変化を見逃さずに対処するという早期発見・早期対応の体制の確立

(3)生徒指導における教育相談体制の活用と充実

- ・教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係者が一体となった教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制の充実

(4)保護者、他校種、関係諸機関との一層の連携強化

## II いじめの状況等

【概要】 認知件数 2,607 件 (前年度 2,742件) ※前年度比 135件 減 (4.9% 減)

校種別 年度	小学校 認知件数 (1000人あたり)	中学校 認知件数 (1000人あたり)	高等学校 認知件数 (1000人あたり)	特別支援学校 認知件数 (1000人あたり)	県 認知件数 (1000人あたり)	県認知件数 上段:公立 下段:その他 (1000人あたり)	全国(国公立) 1000人あたりの 認知件数
R元	1,568 (45.3)	753 (42.6)	224 (11.3)	62 (62.1)	2,607 (35.7)	2,561 (37.7) 46	46.5
H30	1,682 (48.1)	739 (41.8)	273 (13.6)	48 (47.9)	2,742 (37.1)	2,679 (39.1) 63	40.9
H29	1,071 (30.7)	569 (31.2)	155 (7.6)	36 (35.4)	1,831 (24.5)	1,797 (26.0) 34	30.9
H28	1,033 (29.4)	438 (23.4)	116 (5.7)	56 (58.3)	1,643 (21.8)	1,618 (23.1) 25	23.9
H27	537 (15.2)	306 (16.0)	112 (5.5)	30 (31.5)	985 (13.0)	954 (13.7) 31	16.4

### ◎いじめの問題に対する今後の対応

- (1) 学校組織の取組の一層の充実 (学校いじめ防止基本方針に基づく取組の推進)
  - ・いじめを見逃さない・見過ごさない学校づくり
  - ・校内のいじめ対策組織を中心とした対応体制整備及び強化
  - ・居場所づくり・絆づくりによる魅力ある学校づくり (人権教育、道徳教育、体験活動の充実等)
  - ・日常の観察、面接、調査(アンケート)からの早期発見・対応の充実
  - ・児童生徒の学級満足度等を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくりによる児童生徒の所属感や自己有用感を高める取組
  - ・学校いじめ防止基本方針の点検・見直し
  - ・情報モラル教育の充実
- (2) スクールカウンセラー等の活用による校内教育相談体制や電話・SNS等による相談体制の充実
- (3) 生徒指導に係る校内研修の充実 (いじめの未然防止の取組や適切な早期対応等の理解)
  - ・島根県教育センター出前講座の活用
- (4) 外部人材の活用
  - ・いじめ等対応アドバイザーの活用
- (5) いじめ防止対策推進法及び島根県いじめ防止基本方針に基づく取組の推進
  - ・関係機関との連携 (いじめ問題対策連絡協議会)

### Ⅲ 小学校及び中学校長期欠席の状況

【概要】 不登校の児童生徒数 1257人（前年度 1043人） ※前年度比 214人 増（20.5% 増）  
 小学校 495人（前年度 374人） 中学校 762人（前年度 669人）

	小学校 不登校児童数 (1000人あたり)	中学校 不登校生徒数 (1000人あたり)	不登校児童生徒数 小学校・中学校 合計 (1000人あたり)	県不登校児童生徒数 上段:公立 下段:その他 (1000人あたり)	全国(国公立) 不登校児童生徒数 (1000人あたり)
R元	495 (14.3)	762 (43.1)	1257 (24.0)	1230 (24.0) 27	18.8
H30	374 (10.7)	669 (37.9)	1043 (19.8)	1024 (19.8) 19	16.9
H29	306 (8.8)	586 (32.1)	892 (16.9)	882 (16.8) 10	14.7
H28	220 (6.3)	570 (30.4)	790 (14.7)	781 (14.8) 9	13.5
H27	192 (5.4)	514 (26.9)	706 (12.9)	699 (13.1) 7	12.6

小学校及び中学校理由別長期欠席者数（割合％）

小学校		長期欠席者合計		病気		経済的理由		不登校		その他	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
R元	県全体	578	1.67	45	0.13	0	—	495	1.43	38	0.11
	公立	573	1.67	44	0.13	0	—	491	1.43	38	0.11
	全国	93,058	1.45	23,198	0.36	11	0.0002	53,350	0.83	16,449	0.26
H30	県全体	467	1.33	46	0.13	0	—	374	1.07	47	0.13
	公立	465	1.34	46	0.13	0	—	372	1.07	47	0.14
	全国	84,033	1.30	23,340	0.36	15	0.0002	44,841	0.70	15,837	0.25
H29	県全体	414	1.19	36	0.10	0	—	306	0.88	72	0.21
	公立	414	1.20	36	0.10	0	—	306	0.89	72	0.21
	全国	72,518	1.12	21,480	0.33	9	0.0001	35,032	0.54	15,997	0.25

中学校		長期欠席者合計		病気		経済的理由		不登校		その他	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
R元	県全体	855	4.84	57	0.32	0	—	762	4.31	36	0.20
	公立	829	4.87	54	0.32	0	—	739	4.34	36	0.21
	私立	13	5.04	0	—	0	—	13	5.04	0	—
	全国	162,736	5.01	25,779	0.79	19	0.0006	127,922	3.94	9,016	0.28
H30	県全体	818	4.63	54	0.31	0	—	669	3.79	95	0.54
	公立	799	4.70	52	0.31	0	—	652	3.84	95	0.56
	私立	11	4.09	0	—	0	—	11	4.09	0	—
	全国	156,006	4.76	26,284	0.80	9	0.0003	119,687	3.65	10,026	0.31
H29	県全体	751	4.12	55	0.30	0	—	586	3.21	110	0.60
	公立	740	4.21	54	0.31	0	—	576	3.28	110	0.63
	私立	7	2.65	1	0.38	0	—	6	2.27	0	—
	全国	144,522	4.30	23,882	0.71	18	0.0005	108,999	3.25	11,623	0.35

◎小学校・中学校の不登校児童生徒への今後の対応 ※は令和元年度実績

- (1)教育相談コーディネーターを中心とした教職員、スクールカウンセラー、  
スクールソーシャルワーカー等の関係者が一体となった教育相談体制の充実
  - ・スクールカウンセラー活用事業の活用 ※県内すべての公立学校に配置
  - ・スクールソーシャルワーカー活用事業の活用 ※18市町村に委託
- (2)学校における組織的な支援体制の充実
  - ・不登校等対応体制充実事業 ※教頭・主幹教諭をリーダーとするチーム支援体制の確立
  - ・子どもと親の相談員配置 ※小学校30校に配置
  - ・クラスサポートティーチャーの配置 ※中学1年生対象 13校に配置
  - ・学びいきいきサポートティーチャーの配置 ※中学校30校に配置
- (3)児童生徒の学級満足度等を把握するアンケート調査等を活用した親和的な学級づくり
  - ・小学校3年生から中学校3年生までアンケート調査を実施
- (4)教職員の資質の向上
  - ・不登校対応に係る研修の積極的活用
- (5)学習支援、社会的自立への支援
  - ・教育支援センター運営事業支援交付金 ※10市町12施設に交付
- (6)不登校児童生徒の理解や支援に関するリーフレットの作成

#### IV 高等学校長期欠席者のうち不登校生徒の状況

【概要】 不登校の生徒数 251人 (前年度 316人) ※前年度比 65人 減 (20.6% 減)

	全日制 不登校生徒数 (1000人あたり)	定時制 不登校生徒数 (1000人あたり)	不登校生徒数 県合計 (1000人あたり)	県不登校生徒数 上段:公立 下段:その他 (1000人あたり)	全国(国公立) 不登校生徒数 (1000人あたり)
R元	192 (10.8)	59 (179.3)	251 (13.9)	199 (14.1) 52	15.8
H30	242 (13.3)	74 (233.4)	316 (17.0)	234 (16.1) 82	16.3
H29	202 (10.9)	78 (248.4)	280 (14.9)	218 (14.9) 62	15.1
H28	178 (9.6)	78 (269.9)	256 (13.6)	208 (14.2) 48	14.7
H27	206 (11.2)	48 (160.0)	254 (13.6)	200 (13.7) 54	14.9

#### ◎高等学校不登校生徒への今後の対応

- (1) 中高連携による早期の情報共有
- (2) 校内の教育相談体制の充実
  - ・スクールカウンセラー活用事業 (平成30年度より県内すべての公立学校に配置)
  - ・スクールソーシャルワーカー活用事業 (宍道高校、浜田高校定時制・通信制に配置、他の県立学校へは派遣)
  - ・教育相談員配置事業 (宍道高校、浜田高校定時制・通信制、三刀屋高校掛合分校に配置)
  - ・教育相談コーディネーター養成講座
- (3) 電話・SNS等による学校外での相談体制の充実
- (4) 教職員の資質の向上
  - ・生徒指導に係る研修の充実
  - ・学校訪問による指導・助言



## V 高等学校中途退学者等の状況

202人 (前年度 225人) ※前年度比 23人 減 (10.2% 減)

校種別 年度	公立全日制 中途退学者数 (割合%)	公立定時制 中途退学者数 (割合%)	公立通信制 中途退学者数 (割合%)	公立高校合計 中途退学者数 (割合%)	※参考 公立以外	県 中途退学者数 (割合%)	全 国 (国公私立) 割合%
R元	52 (0.4)	15 (4.6)	63 (4.5)	130 (0.8) ※67 (0.5)	72	202 (1.0)	1.3
H30	55 (0.4)	18 (5.7)	69 (5.2)	142 (0.9) ※73 (0.5)	83	225 (1.1)	1.4
H29	63 (0.4)	24 (7.6)	132 (9.1)	219 (1.4) ※87 (0.6)	81	300 (1.5)	1.3
H28	82 (0.6)	23 (8.0)	212 (13.3)	317 (2.0) ※105 (0.7)	94	411 (2.0)	1.4
H27	44 (0.3)	18 (6.0)	19 (1.2)	81 (0.5) ※62 (0.4)	80	161 (0.8)	1.5

※は通信制を含まない数値

### ◎高等学校中途退学予防等への対応

- (1) 中高連携による早期の情報共有
- (2) 校内の教育相談体制の充実
  - ・スクールカウンセラー活用事業 (平成30年度より県内すべての公立学校に配置)
  - ・スクールソーシャルワーカー活用事業 (宍道高校、浜田高校定時制・通信制に配置、他の県立学校へは派遣)
  - ・教育相談員の配置 (宍道高校、浜田高校定時制・通信制、三刀屋高校掛合分校に配置)
  - ・教育相談コーディネーター養成講座
- (3) 電話・SNS等による学校外での相談体制の充実
- (4) 教職員の資質の向上
  - ・生徒指導に係る研修の充実
  - ・学校訪問による指導・助言
- (5) 中途退学者への支援
  - ・連絡調整員活用事業 (宍道高校及び浜田高校定時制・通信制を拠点校)